

(お知らせ)

地方自治体のグリーン購入に関するアンケート調査結果について

平成 19 年 4 月 2 日 (月)

環境省総合環境政策局環境経済課

直通番号：03-5521-8229

課長：鎌形 浩史 (6260)

課長補佐：原田 和幸 (6251)

担当：大石 寿美 (6270)



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

環境省では、グリーン購入（環境負荷低減に資する物品等を優先的に購入すること。）の拡充を図る上での基礎資料とするために、平成 18 年 10 月～平成 19 年 1 月に全国の地方公共団体を対象にグリーン購入への取組状況や問題点等について調査を実施し、その集計を次のとおり取りまとめたので、環境省ホームページ上において公表します。

今回の調査結果において、地方公共団体全体としては、全庁的なグリーン購入が定着しつつあるものの、町村においてはグリーン購入の進展に遅れが見られ、小規模な自治体の取組には一層の推進方策が必要であると考えられます。

1. 調査の目的

環境に配慮した物品を優先的に購入する「グリーン購入」は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)が施行されたことにより、都道府県、政令市などの規模の大きな地方公共団体を中心に普及が進展している。地方公共団体は、地域における大口消費者であり、今後グリーン購入を一層拡大していくことが求められています。

本調査は、地方公共団体のグリーン購入の実施状況を調査し、今後のグリーン購入の推進方策検討の基礎資料とすることを目的として実施したものです。

2. 調査の実施

(1) 調査対象：全国 1,887 地方公共団体 (平成 18 年 10 月 1 日現在)

(47 都道府県、14 政令指定都市、788 市区、1,038 町村)

環境担当部局または調達担当部局

(2) 調査時期：平成 18 年 10 月～平成 19 年 1 月

(3) 調査方法：各地方公共団体に対し、郵送配布、郵送回収 (一部、メールや FAX での回答含む。)

3. 調査結果

(1) 回答状況

	発送数	回収数	回収率 (%)
都道府県・政令指定都市	61	61	100.0
市区	788	554	70.3
町村	1,038	609	58.7
合計	1,887	1,224	64.9

調査票の発送は、平成 18 年 10 月 1 日現在の地方公共団体の編成に基づくものであり、それ以降に合併した市町村があるため留意が必要。

(2) 主な調査結果

- ・ 「グリーン購入に取り組む意義を職員の半数以上程度が理解している」とする団体は 54.1%となり、特に都道府県・政令市では組織を構成する職員個人にもグリーン購入が浸透しつつあるが、町村では職員には十分浸透したとは言えない。
- ・ グリーン購入にあたって参考に行っている情報としては、製品カタログやパンフレットが 70%を超えて最も多いが、グリーン購入法の基本方針も利用が増加傾向にある。
- ・ 紙類、文具類、OA 機器などの分野では全体として組織的なグリーン購入が定着しつつあるが、市区、町村では、あまり取り組まれていないとする分野も存在する。
- ・ 調達方針を策定済みとする地方公共団体は、31.8%となり、昨年度の調査よりも 4%増加した。都道府県・政令市の全てが調達方針を策定済みとなったが、市区の 27.4%、町村の 62.4%が依然として「策定予定なし」としている。
- ・ 環境物品の価格については、不明とする回答は存在するものの、自動車を除く全ての分野で「同等以下」とする回答が「やや高い、高い」とする回答を上回った。
- ・ 首長が通常使用していた公用車は、38.2%が低公害車となり、規模を問わず低公害車化が進んでいる。

4. 調査結果の概要

別添資料参照

5. ホームページのアドレス

環境省のホームページにおいて「グリーン購入に関するアンケート調査 集計結果」を公表しています。

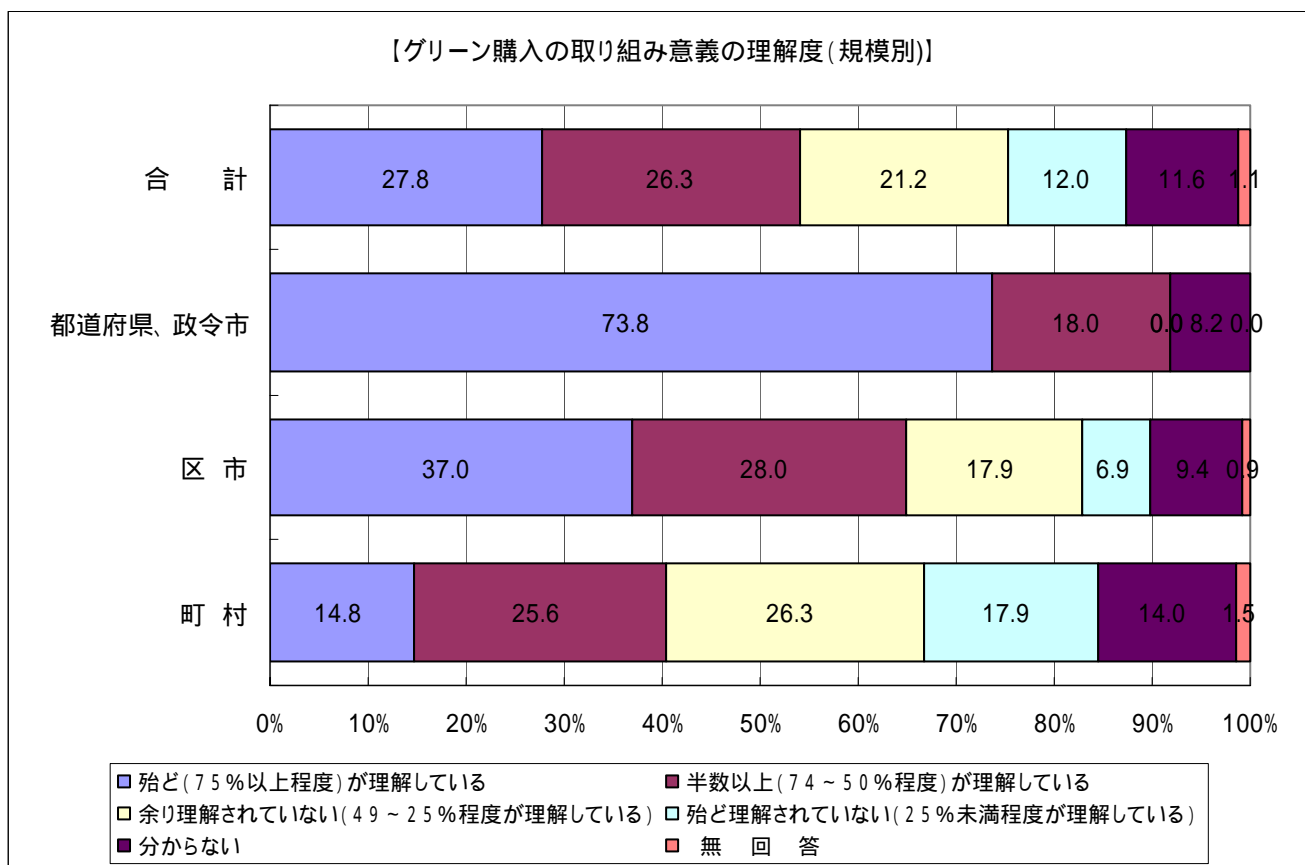
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/shiryou.html>

地方自治体のグリーン購入に関するアンケート調査結果 概要

問1 グリーン購入の取組意義の理解度

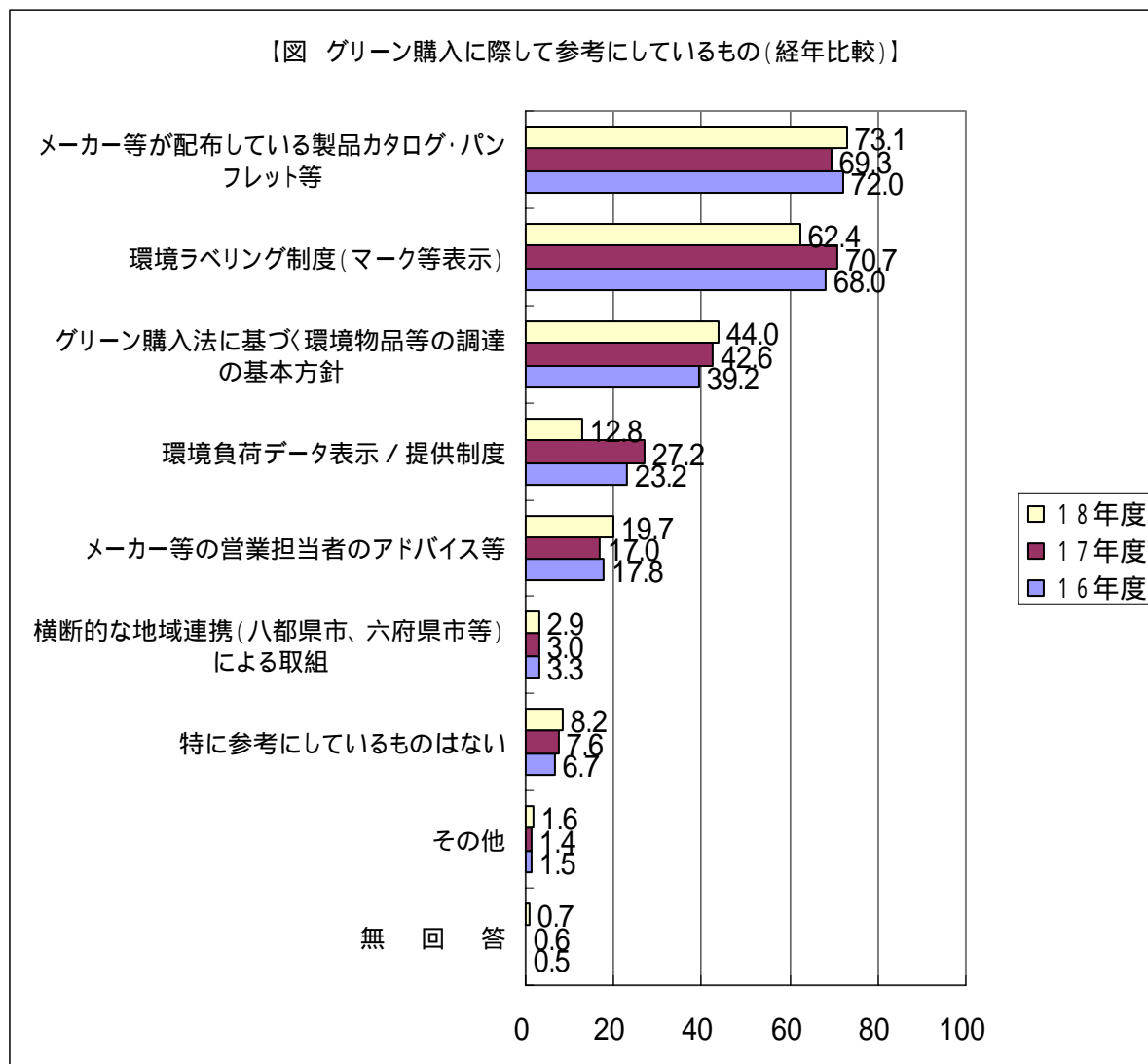
地域における大口消費者として地方公共団体がグリーン購入に取り組むことは、環境負荷低減の観点から非常に意義があり積極的な推進が求められている。組織的なグリーン購入を推進する上では、組織を構成する職員への理解の浸透は不可欠であるが、その意義の浸透度をみると、「50%程度以上が理解している」としたと地方公共団体は、54.1%となった。

都道府県・政令市においては、75%程度以上の理解が73.8%となり、職員の殆どが理解している状況にあるが、市区 37.0%、町村 14.8%と低く、50%程度以上まで含めても市区 65.0%、町村 40.4%となっている。



(2) グリーン購入に際して参考になっているもの

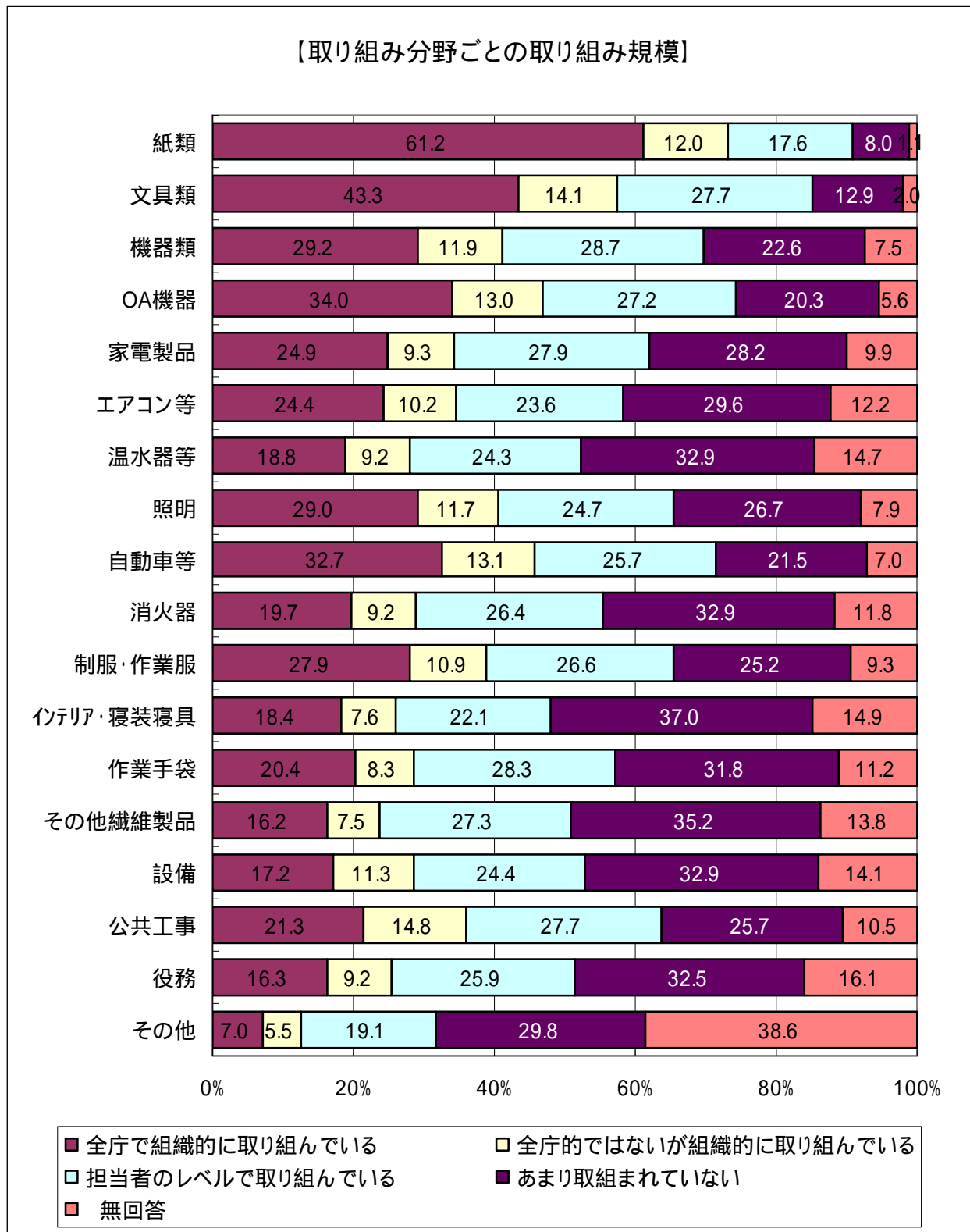
全地方公共団体の合計では、メーカー等が配布している製品カタログ・パンフレット等が73.1%と最も高く、次いで、環境ラベリング制度(マーク等表示)、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の基本方針となっている。経年変化を見ても、製品カタログ・パンフレット等は70%程度と高く、グリーン購入法の調達の基本方針も増加傾向にある。環境ラベリング制度や環境負荷データ表示/情報提供は、16年度の調査よりも低下している。



規模別の状況では、都道府県・政令市では、グリーン購入法に基づく調達の基本方針が96.7%と最も高く、次いで環境ラベリング制度90.2%、メーカー等が配布している製品カタログ・パンフレット70.5%となっている。市区、町村では、製品カタログ・パンフレットが最も高く、環境ラベリング制度(マーク等表示)は減少しており、町村では14%程度減少している。環境負荷データ表示/情報提供は、全ての規模で減少傾向にある。

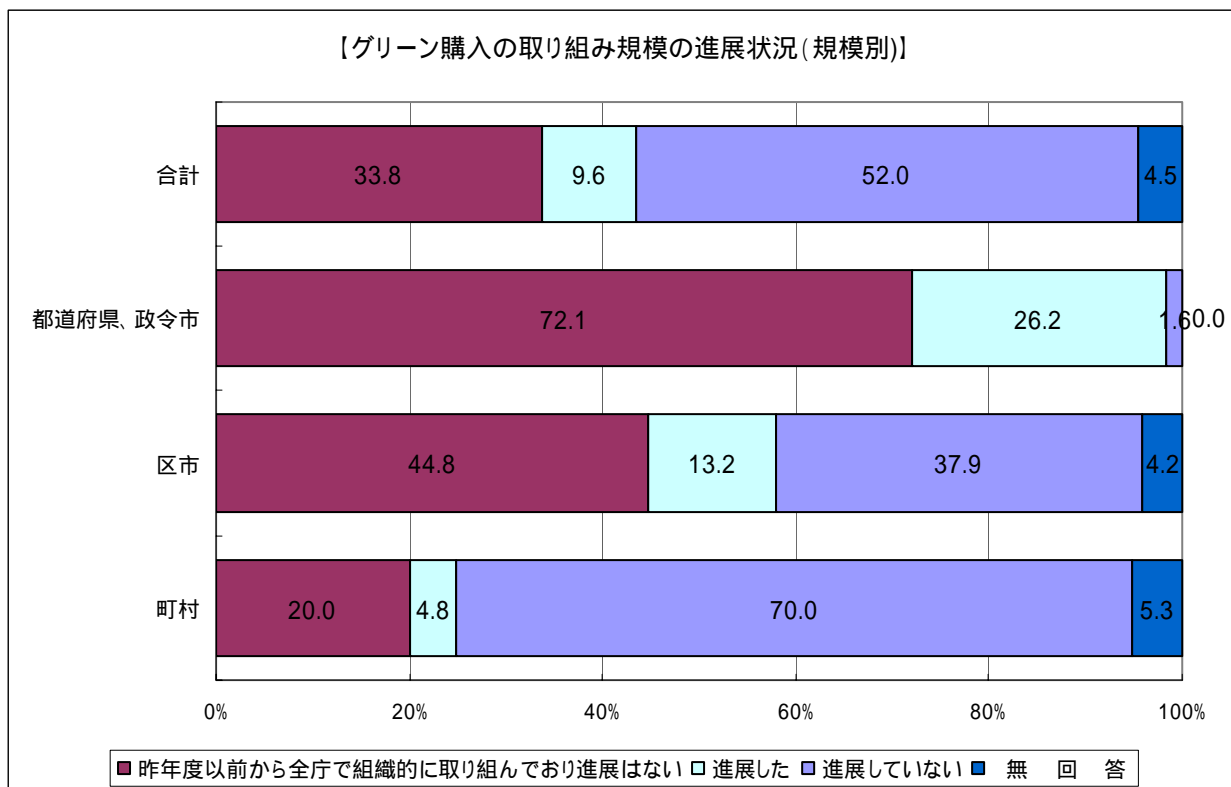
(3) グリーン購入の取組規模

製品分野別の取組規模を見ると、全庁で組織的に取り組んでいる分野は、紙類 61.2%が最も高く、次いで、文具類 43.3%、OA 機器 34.0%、自動車等 32.7%となっている。「全庁的ではないが、組織的に取り組んでいる」、「担当者レベルで取り組んでいる」まで含めると、紙類、文具類、機器類、OA 機器、家電製品、照明、自動車等、制服・作業服、公共工事の分野は 60%を超えて取り組まれている。



(4) グリーン購入の取組規模の進展状況

全体としては、グリーン購入の取組規模が「進展した」9.6%に対して、「進展していない」が52.0%となり、取組規模の拡大は進展していない。都道府県・政令市、既に72.1%が全庁で組織的に取り組んでいる上に、26.2%が取組規模が進展したとしている。市区、町村においては、「以前から全庁的に組織的に取り組んでいる」50%に達していないが、市区37.9%、町村70.0%が進展していないと回答している。



(4) グリーン購入に取り組む上での阻害要因

< 物品・役務 >

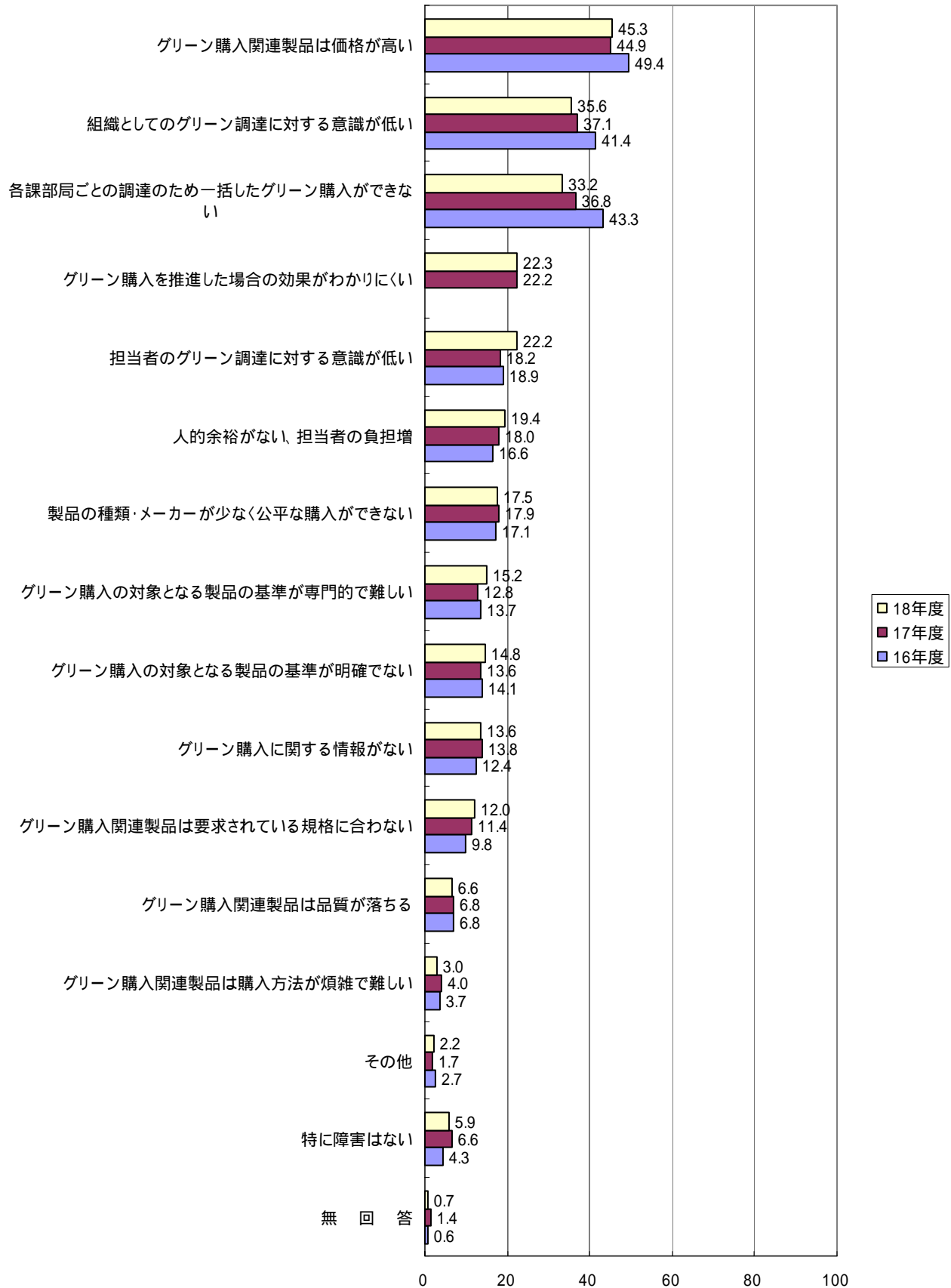
物品・役務のグリーン購入における阻害要因については、価格が高い45.3%、組織としての意識が低い35.6%、各課部局ごとの調達のため一括したグリーン購入ができない33.2%となっている。

経年の変化を見ると、前述の3つの阻害要因については減少傾向が見られる一方で、人的な余裕がない・担当者の負担増19.4%、規格に合わない12.0%などは僅かながら増加傾向が見られる。

< 公共工事 >

公共工事のグリーン購入における阻害要因としては、価格が高い36.1%、組織としての意識が低い31.5%、情報がない24.5%、担当者の意識が低い23.0%、各課部局ごとの調達のため一括購入ができない22.8%が上位の回答となっている。昨年度と比較した経年の変化は、殆ど見られない。

【グリーン購入の阻害要因[物品・役務](経年)】



【グリーン購入に取り組む上での阻害要因[公共工事](経年)】



(5) グリーン購入の進展に必要な仕組み

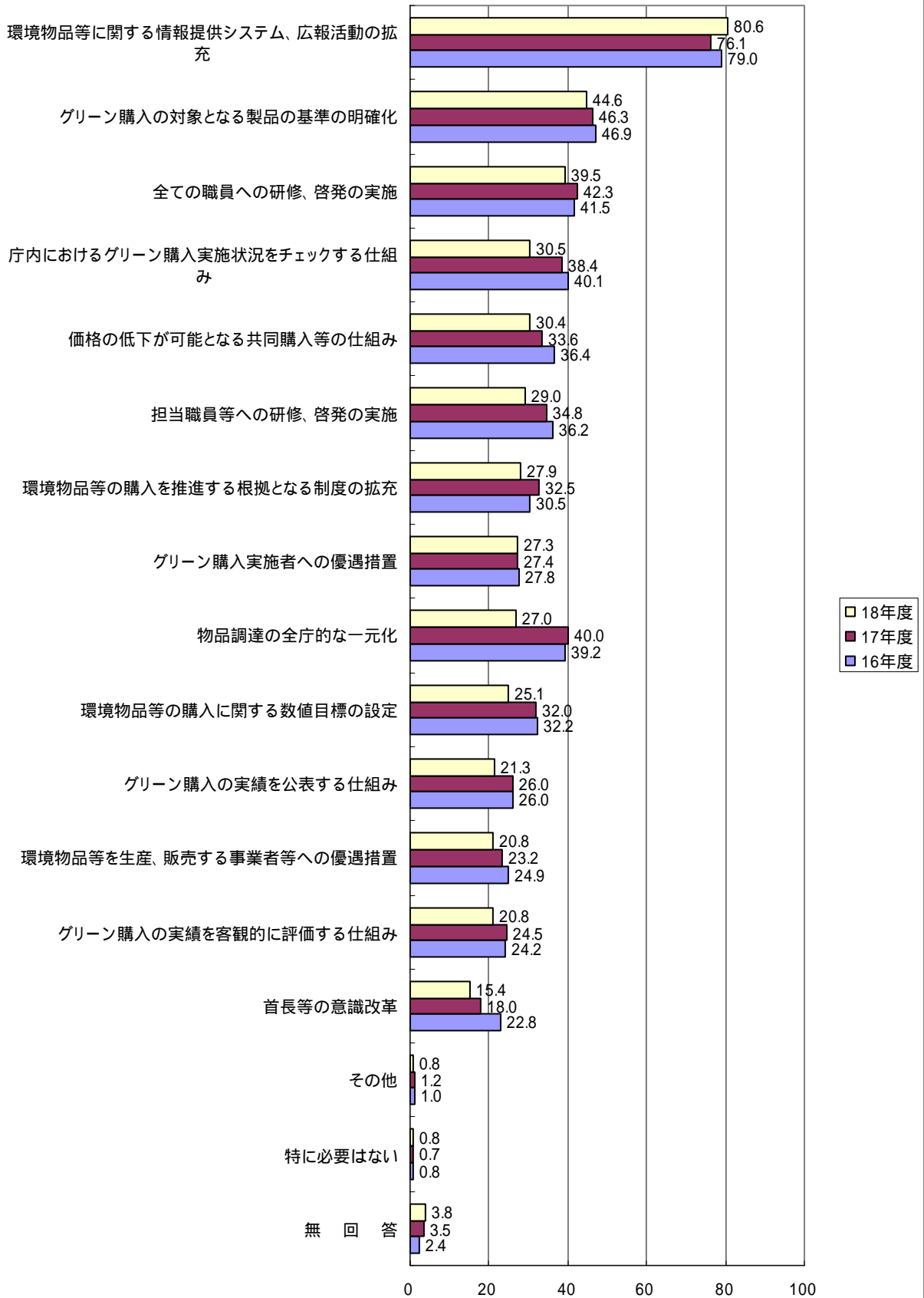
< 物品・役務 >

物品・役務のグリーン購入の推進において必要な仕組みとしては、環境物品等に関する情報提供システム・広報活動の充実 80.6%が最も多く、対象となる製品の基準の明確化 44.6%、全ての職員への研修・啓発の実施 39.5%となっている。規模別に見ると、市区町村においては前述の環境物品等に関する情報提供システム・広報活動の充実、対象となる製品の基準の明確化、全ての職員への研修・啓発の実施が上位となっている。都道府県政令市においては、全職員に対してよりも、担当職員等への研修・啓発の実施が上位になっている。

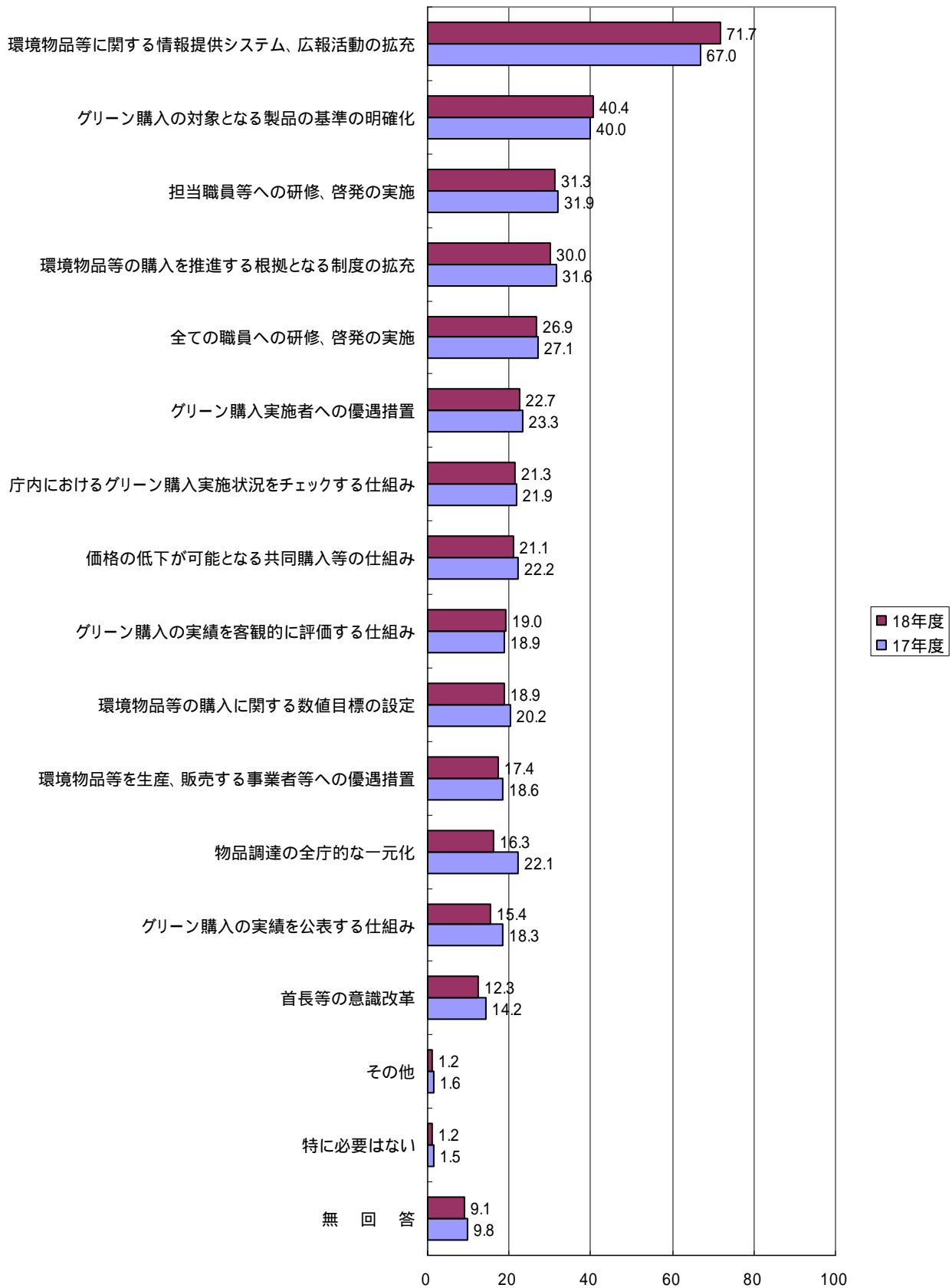
< 公共工事 >

公共工事のグリーン購入の推進に必要な仕組みとしては、物品・役務同様に、環境物品等に関する情報提供システム・広報活動の充実 71.7%が最も多く、対象となる製品の基準の明確化 40.4%が上位であるが、次いで担当職員への研修・啓発の実施 31.3%となっている。昨年度と比較した経年変化を見ても、情報提供システム・広報活動の充実が 4.7%増加したほかは、ほぼ昨年と同様となった。規模別の状況を見ると、都道府県・政令市及び市区においては、環境物品等に関する情報提供システム・広報活動の充実、対象となる製品の基準の明確化、担当職員への研修・啓発の実施が上位であるが、町村においては、環境物品等の購入を推進する根拠となる制度の拡充が 27.6%と3番目の回答となっている。

【グリーン購入の進展に必要な仕組み[物品・役務](経年)】



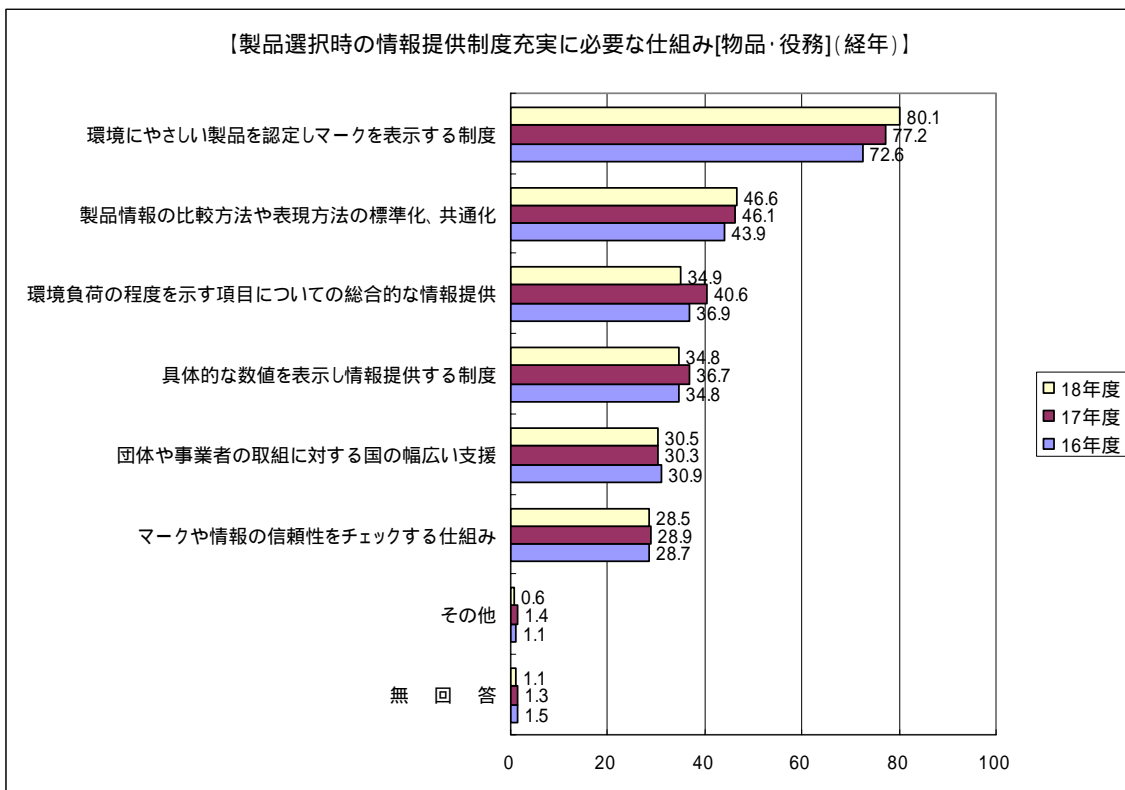
【グリーン購入の進展に必要な仕組み[公共工事](経年)】



(6) 製品選択の情報提供制度充実に必要な仕組み

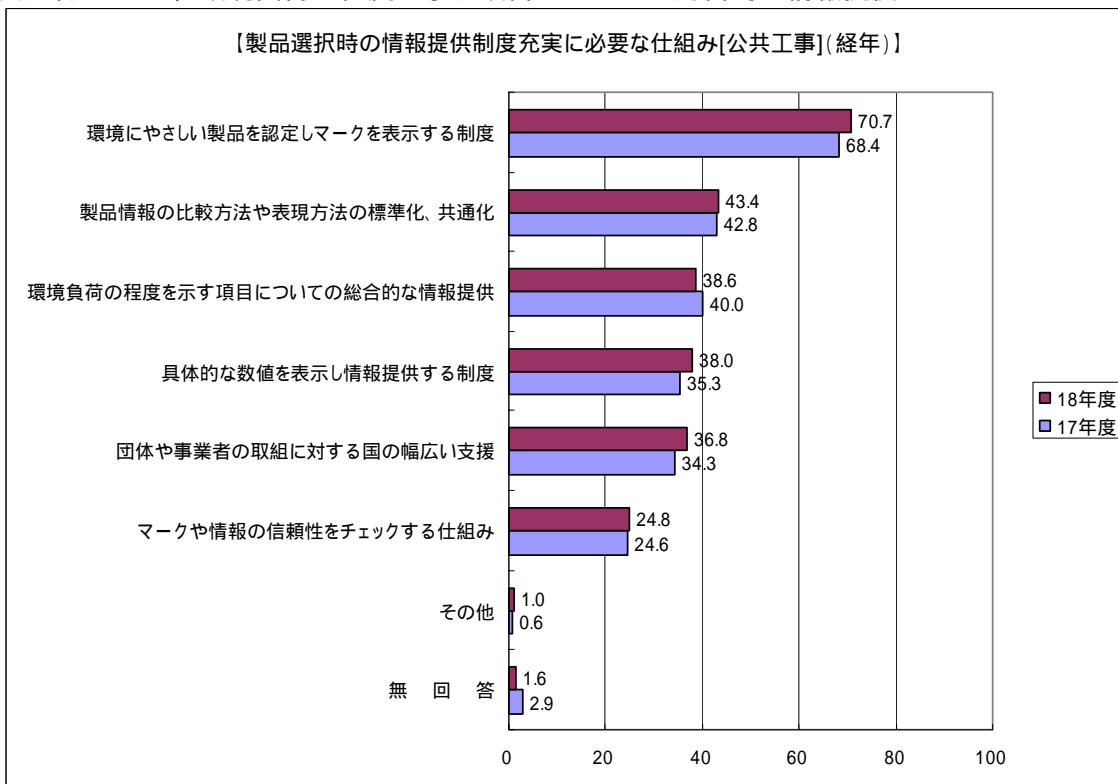
< 物品・役務 >

物品・役務の製品選択の情報提供制度充実に必要な仕組みとしては、環境にやさしい製品を認定しマーク表示する制度 80.1%が最も高く、次いで製品情報の比較方法や表現方法の標準化・共通化 46.6%、環境負荷の程度を示す項目についての総合的な情報提供 34.9%となっている。



< 公共工事 >

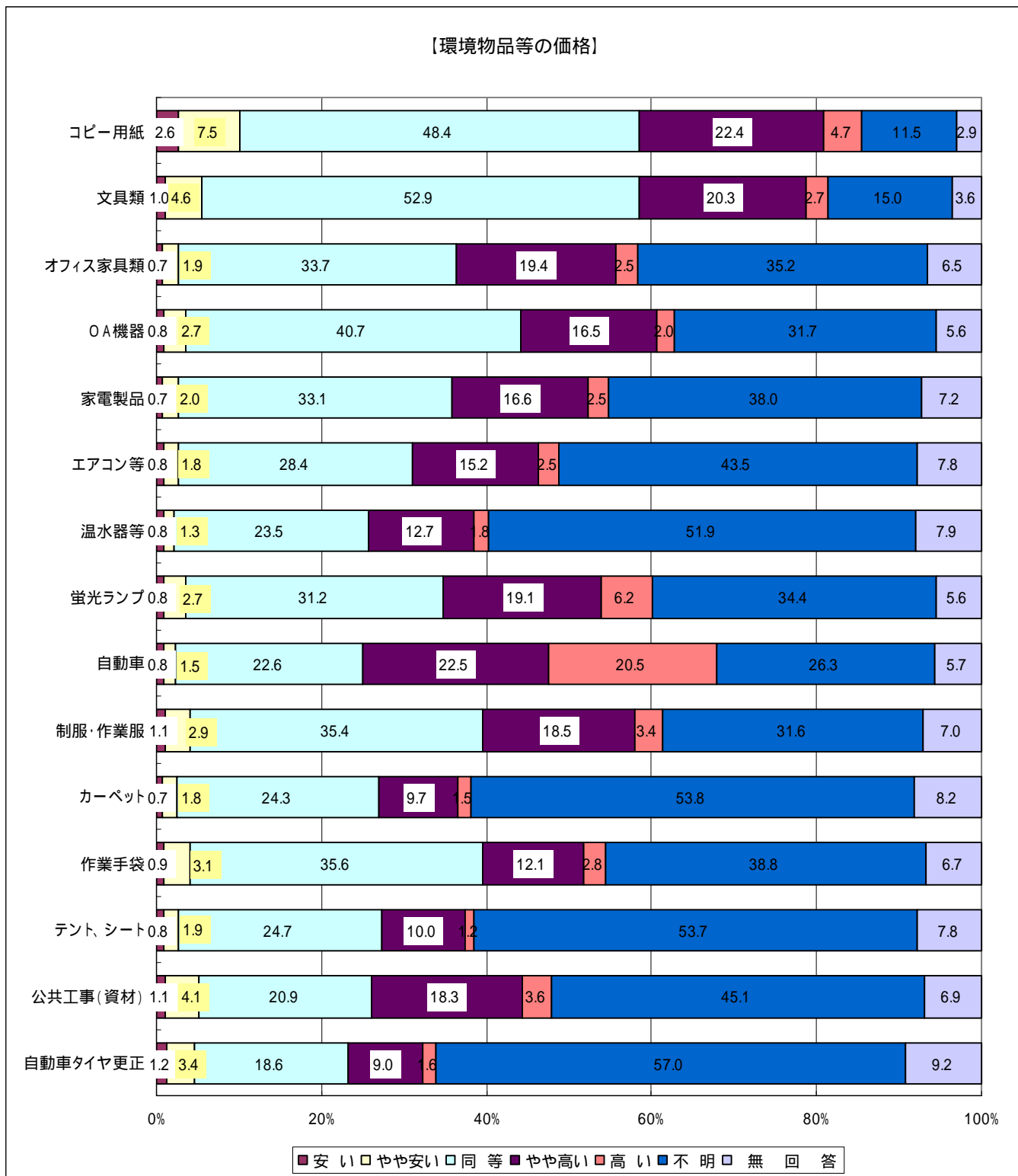
公共工事の製品選択の情報提供制度充実に必要な仕組みとしては、物品・役務同様に、環境にやさしい製品を認定しマーク表示する制度 70.7%が最も高く、次いで製品情報の比較方法や表現方法の標準化・共通化 43.4%、環境負荷の程度を示す項目についての総合的な情報提供 38.6%となっている。



(7) 環境物品等の価格

製品分野の殆どで不明とする回答が多く、環境物品の価格について明確に認識できていない状況となった。環境物品の価格について、安いから同等まで購入において価格上の制約がないと考えられる回答が、40%を超えたのは文具類 58.5%、コピー用紙 58.5%、OA 機器 44.2%の3分野にとどまった。

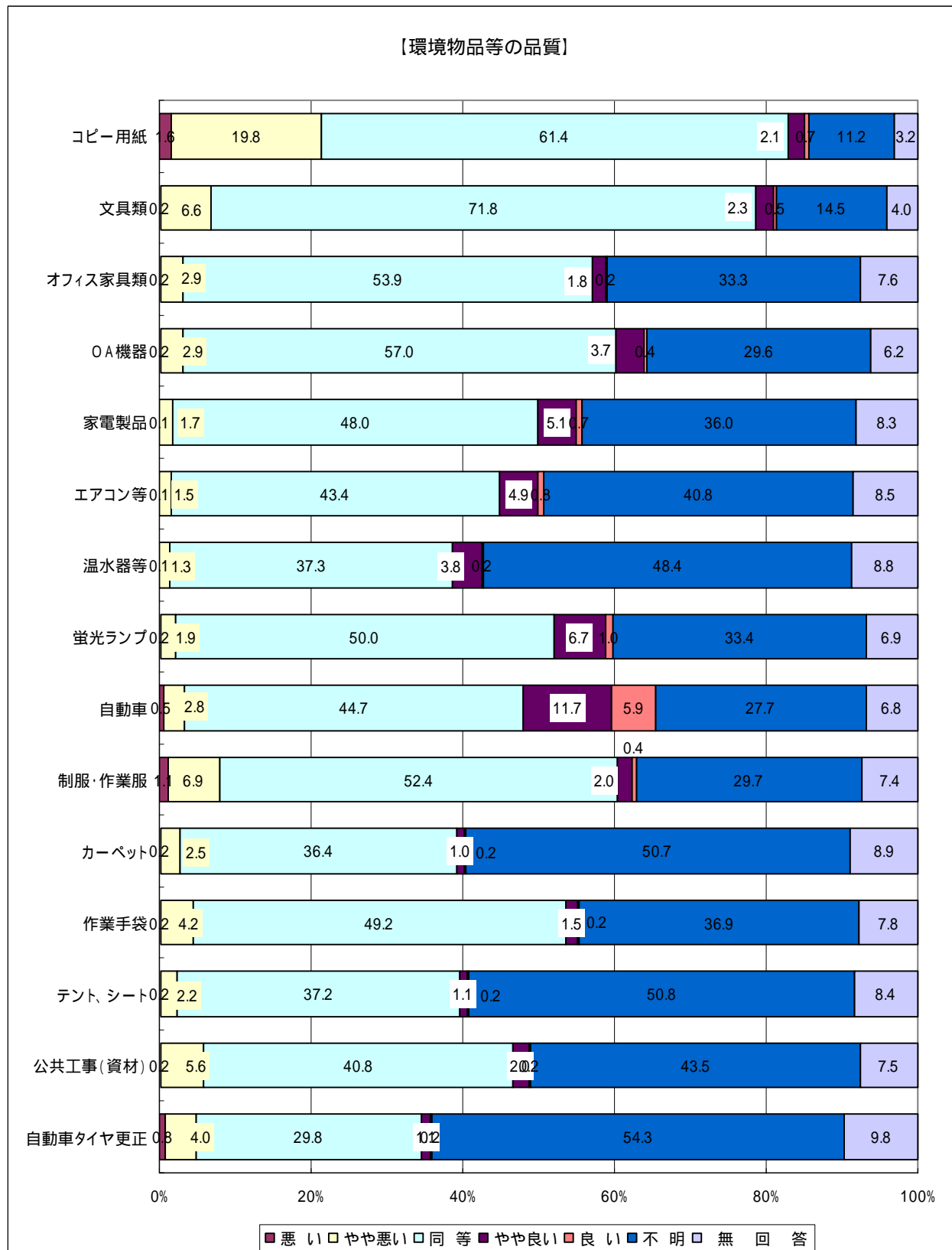
また、不明や無回答を除いた「安い+やや安い+同等」と「やや高い+高い」のそれぞれの合計値を見ると、やや高い+高いの回答が上回ったのは、自動車のみであった。



(8) 環境物品等の品質

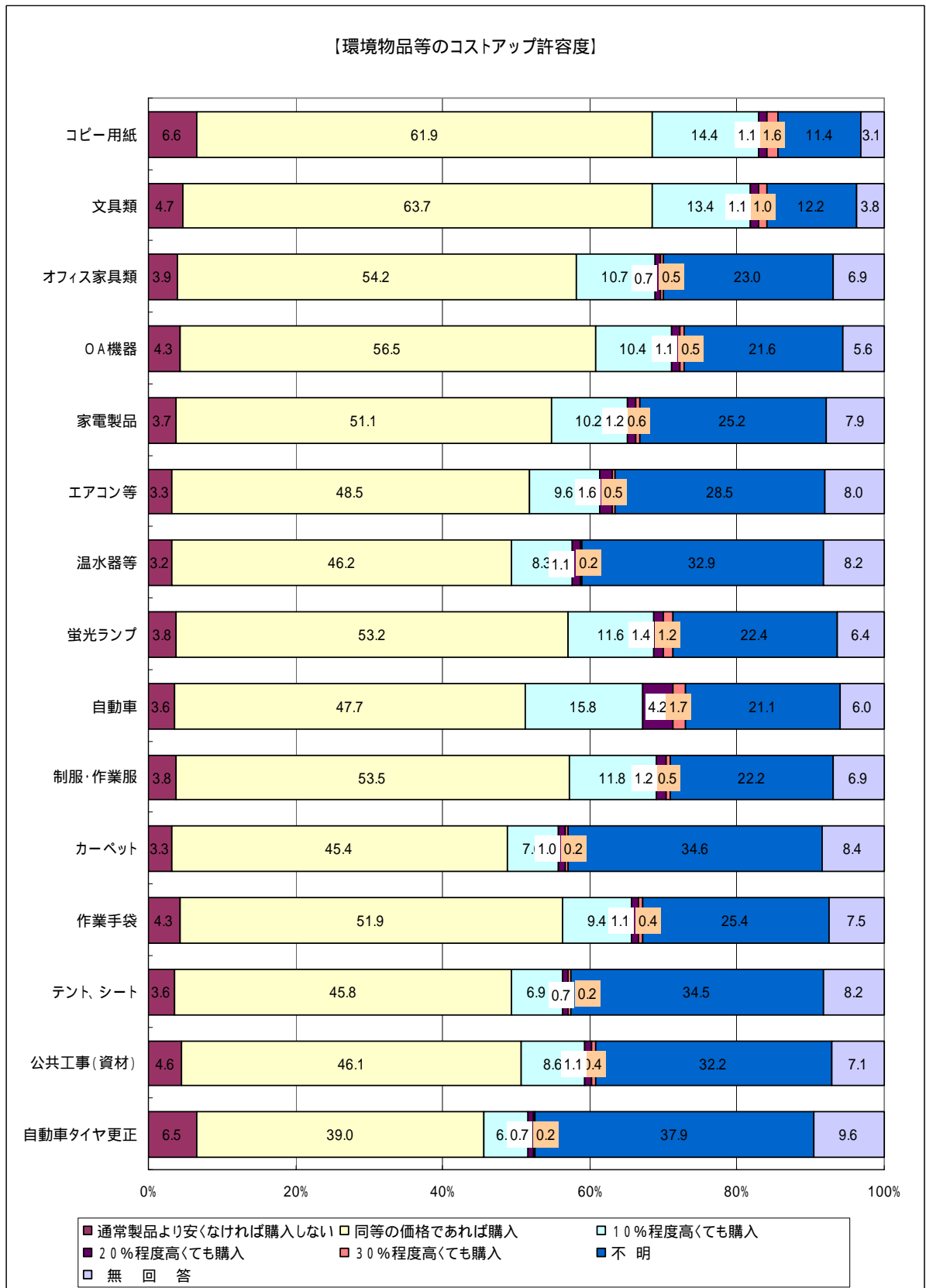
環境物品等の品質については、同等以上とする回答が50%を超えた分野は、コピー用紙、文具類、オフィス家具、OA機器、家電製品、蛍光ランプ、自動車、制服・作業服、作業手袋の7分野となった。

品質が悪い、やや悪いとする回答は、コピー用紙、文具類、制服・作業服、公共工事で5%を超えた以外は、品質面が問題としている回答は少数にとどまった。



(9) 環境物品等のコストアップ許容度

環境物品等のコストアップ許容度については、一部の分野を除いては「同等価格以下であれば購入するという」回答が50%を超えている。10%程度高くても購入するという分野は、自動車15.8%が最も高く、次いでコピー用紙14.4%、文具類13.4%など、10%程度の自治体がコストアップを許容している結果となった。



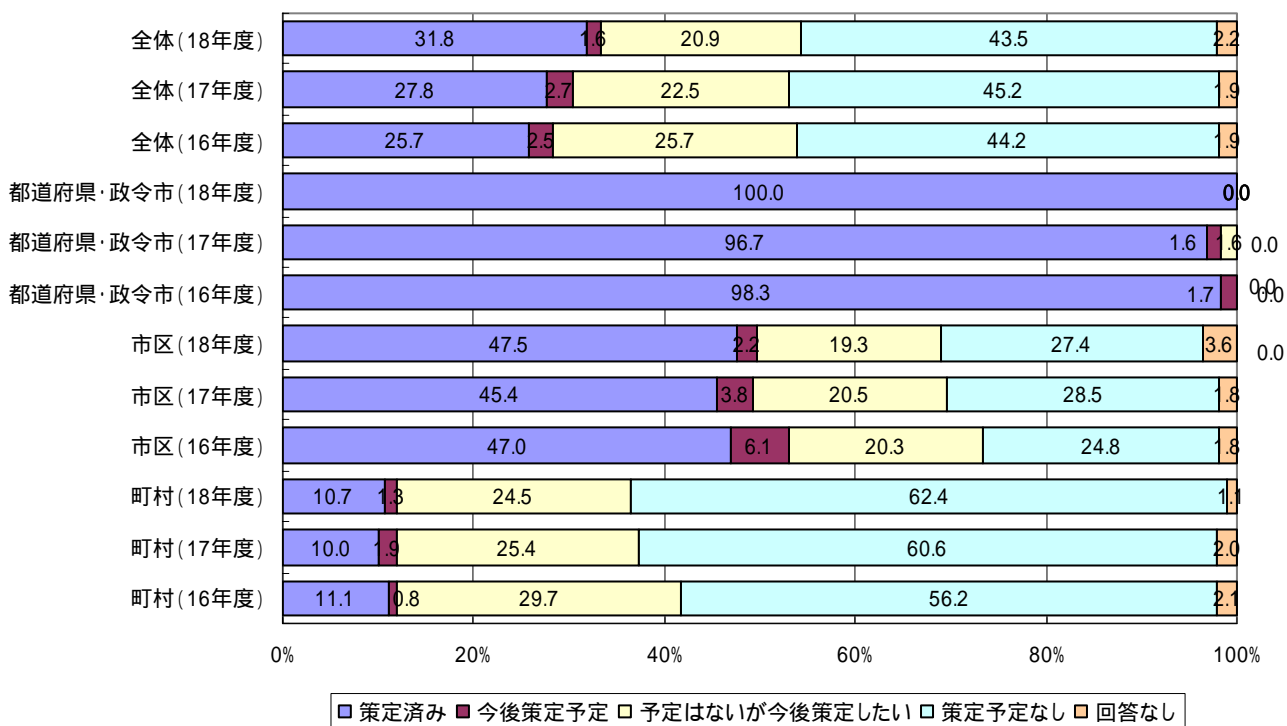
(10) 調達方針の策定の有無

策定済みとする地方公共団体は、31.8%となり、昨年度の調査よりも4%増加した。都道府県・政令市の全てが調達方針を策定済みとなったが、「今後策定予定」、「今後策定したい」ともほぼ横ばいとなっている。特に、市区の27.4%、町村の62.4%が依然として「策定予定なし」としており、小規模自治体への普及の課題は解消されていない。都道府県別策定状況によると、都道府県別のサンプル数にばらつきがあるが、「策定済み」と回答した割合が50%以上であったのは、「埼玉県」「東京都」「神奈川県」「富山県」「福井県」「三重県」「大阪府」「鳥取県」「広島県」であった。

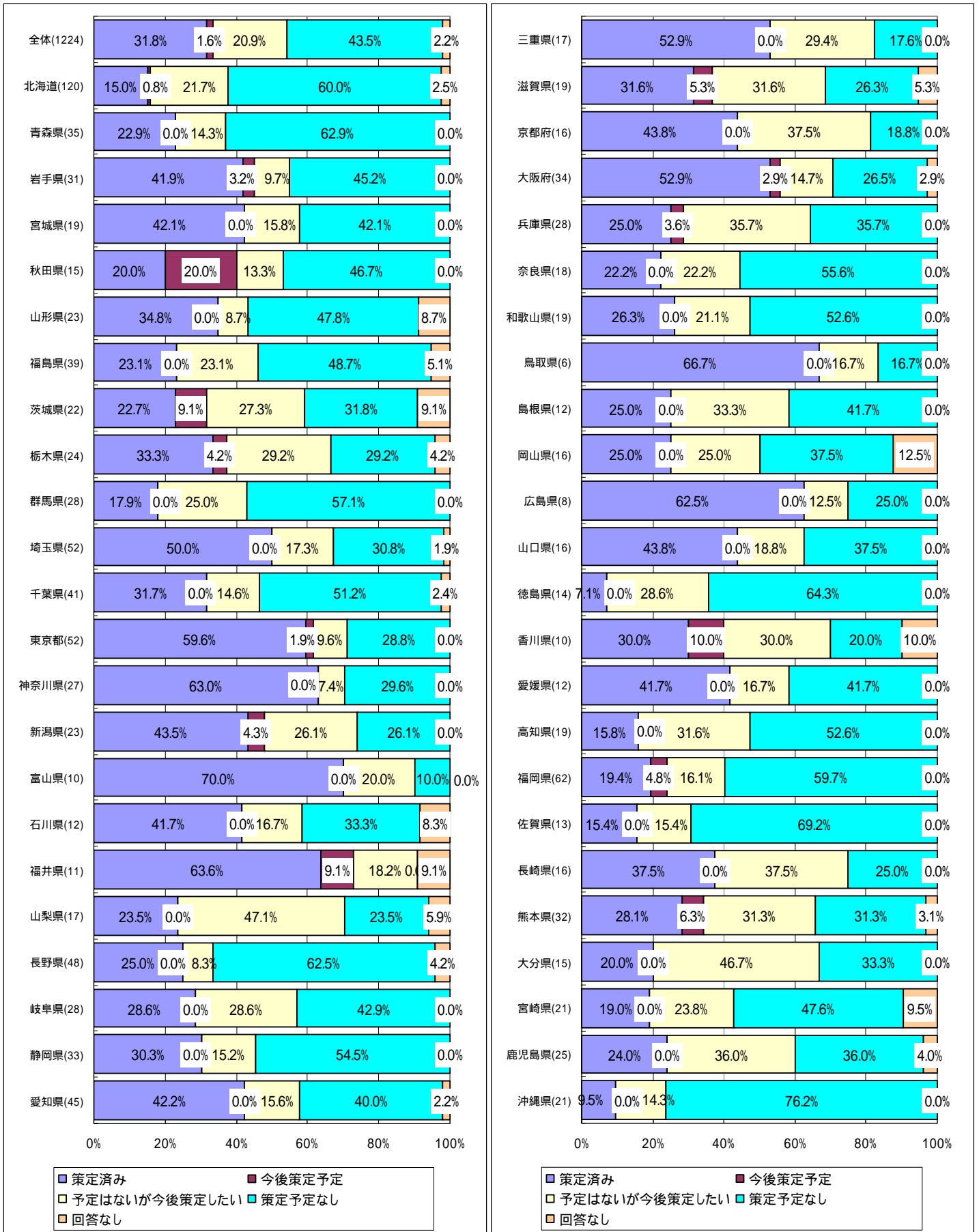
表 「調達方針」の策定の有無（規模別）

	策定済み			現時点では未策定だが今後策定予定	具体的な策定予定はないが今後策定したい	策定予定なし	回答なし	合計
	策定後、毎年度改定	策定後、必要に応じて	策定後、必要に応じて					
全体	389	99	117	20	256	532	27	1224
	31.8	8.1	9.6	1.6	20.9	43.5	2.2	100.0
都道府県・政令市	61	39	10	0	0	0	0	61
	100.0	63.9	16.4	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
市区	263	57	87	12	107	152	20	554
	47.5	10.3	15.7	2.2	19.3	27.4	3.6	100.0
町村	65	3	20	8	149	380	7	609
	10.7	0.5	3.3	1.3	24.5	62.4	1.1	100.0

調達方針の策定状況（規模別）



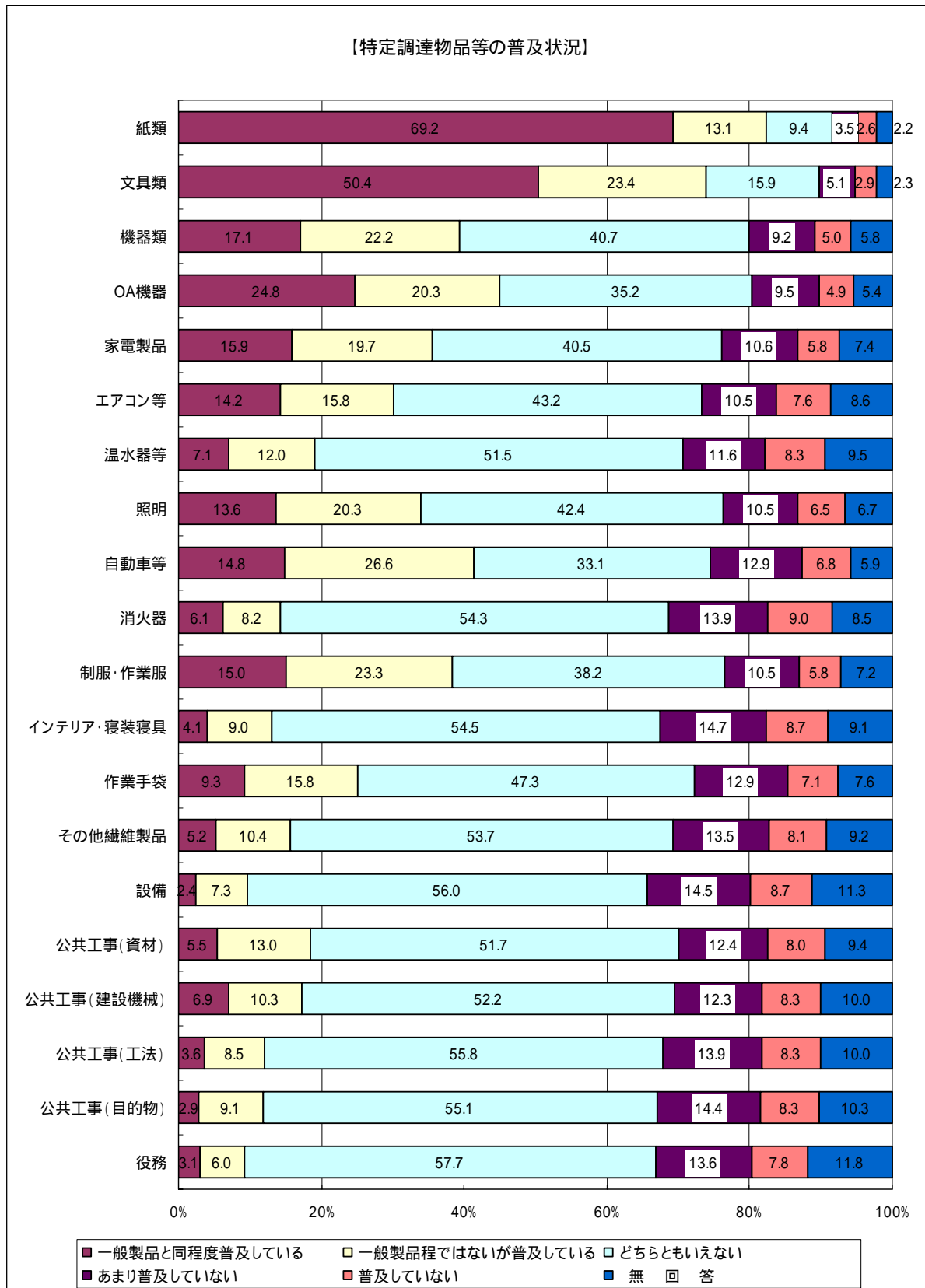
都道府県別の調達方針の策定状況



都道府県名の () 内の数字は、アンケートのサンプル数。

(11) グリーン購入法の特定調達物品等の普及状況

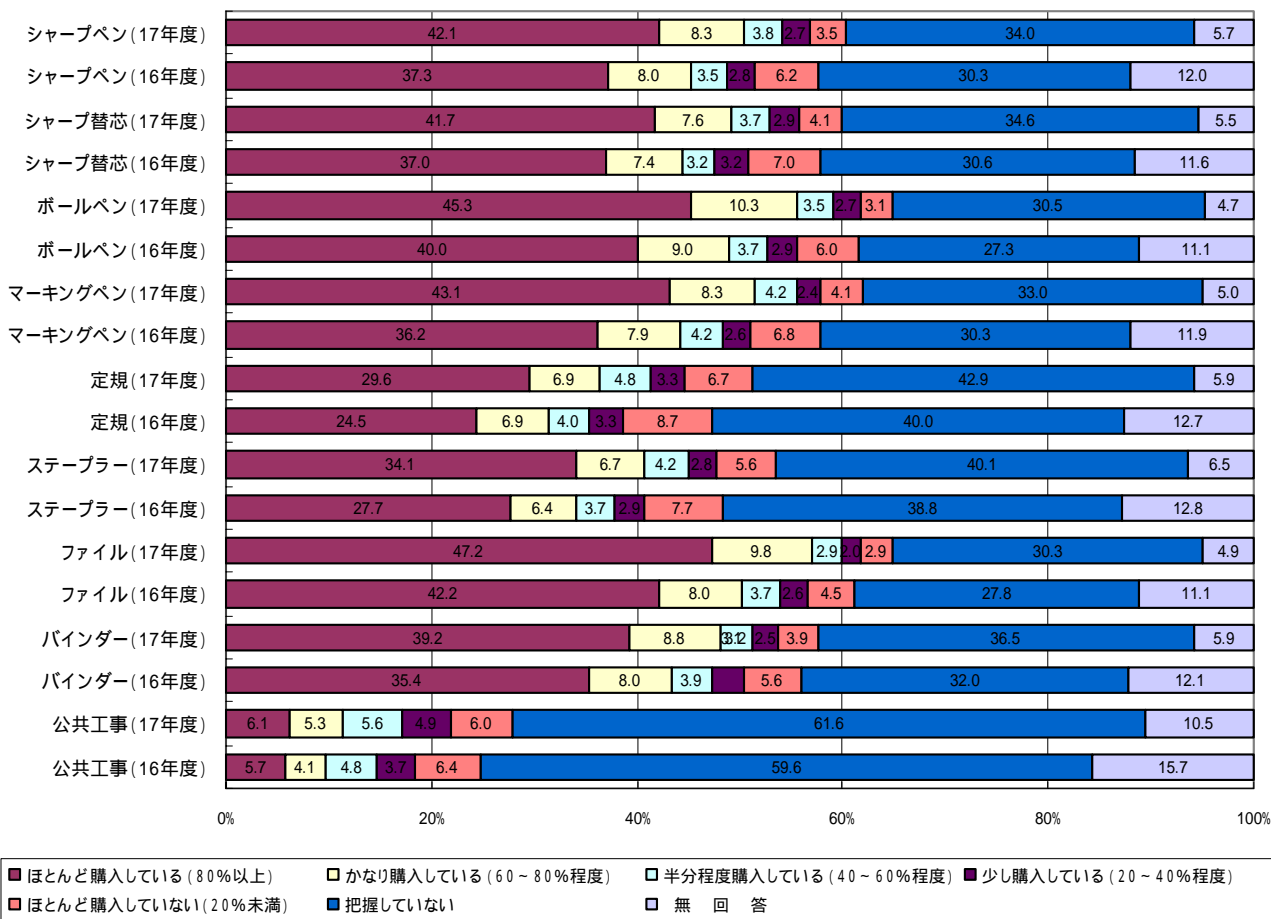
グリーン購入法の特定調達物品の普及状況については、紙類 69.2%、文具類 50.4%、OA 機器 24.8% 以外の品目は、同程度普及していると回答された団体は 20%以下となった。消火器、インテリア・寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品、設備、公共工事、役務では、あまり普及していない+普及していないの合計が 20%を超えている。



(1 2) 特定調達物品等の購入状況 (平成 17 年度調達実績)

特定調達物品の購入状況については、筆記具、ファイル、バインダーにおいては 40%程度 of 団体が、ほとんど購入している (80%以上) としている。かなり購入している (60~80%程度) まで含めると 50%程度になる。都道府県・政令市では、公共工事以外では、ほとんど購入しているとしている団体が 80%程度となっている。市区では 50%前後、町村では 30%前後となっている。公共工事については、いずれの区分でも 60%以上が把握していないと回答している。

【問 17 - 3 平成 17 年度の調達実績 (特定調達物品等の購入状況)】



(13) 首長が通常使用していた公用車の種類(平成17年度調査実績)

首長が通常使用していた公用車の種類については、低公害車 38.2%となった。経年の変化をみると16年度 31.6%、15年度 22.4%であり、確実に低公害車の利用が普及している。低公害車の使用は、都道府県・政令市 59.0%、市区 48.4%、町村 26.0%となった。経年の変化を見ても、いずれの規模においても確実に低公害車の利用が広がっていることを示す結果となった。

